



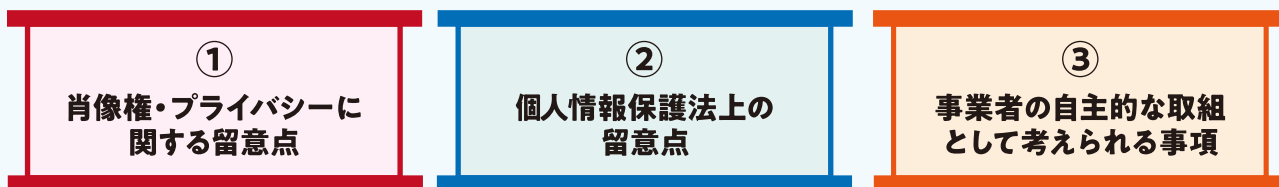
犯罪予防や安全確保のための 顔識別機能付きカメラシステム の利用について



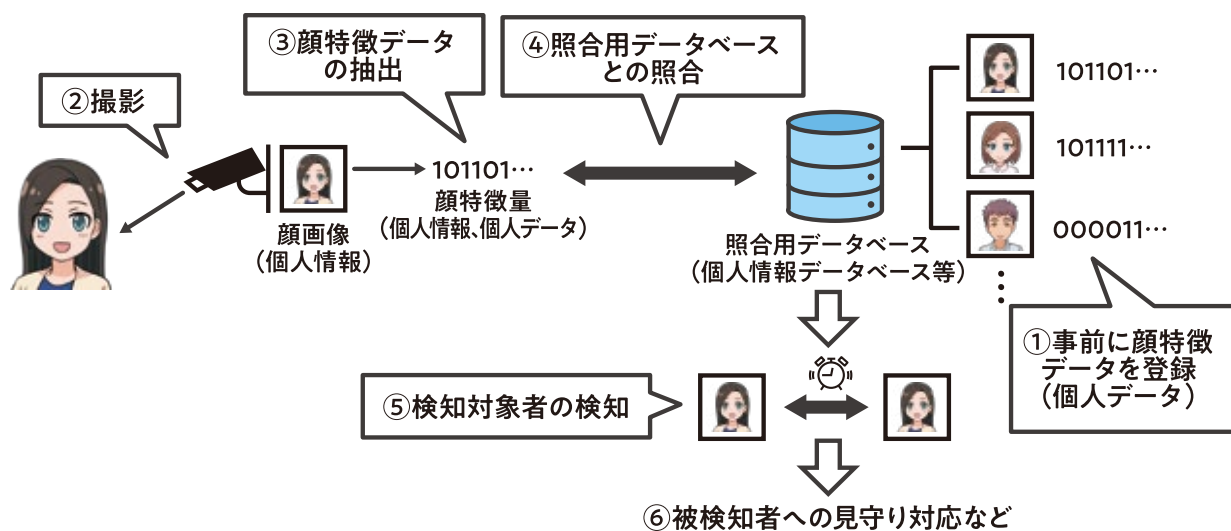
個人情報保護委員会は、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」（以下「本文書」といいます。）をHPで公表しています。詳細は下記のQRコードのウェブサイトをご覧ください。

本文書は、駅、空港等の不特定多数の者が出入りする大規模施設において、個人情報取扱事業者（主に民間事業者）が顔識別機能付きカメラシステムを導入・利用する際の留意する点等について、以下の3点を柱として整理をしています。

なお、本資料では、個人情報保護法は「法」、個人情報保護法第○条第○項第○号を「法○条○項○号」のように略します。



「顔識別機能付きカメラシステム」の仕組み



- ① 検知対象者を定め、事前にその者の顔画像から顔特徴データを抽出し、照合用データベースに登録
- ② 検知したい場所にカメラを設置し、通行者等を撮影
- ③ 撮影された顔画像から顔特徴データを抽出
- ④ 上記③で抽出した顔特徴データを、照合用データベースに登録された顔特徴データと照合
- ⑤ 上記③で抽出した顔特徴データと同一人物である可能性が高い顔特徴データが照合用データベースに登録されていた場合にシステムが検知（アラート通知等）

※顔特徴データとは、顔の骨格、皮膚の色、目、鼻、口、その他の部位の位置や形状を電子計算機の用に供するために文字、番号、記号その他の符号にしたもの（特定の個人を識別することができる水準が確保されるもの）

■ 肖像権・プライバシー侵害の観点からの留意点

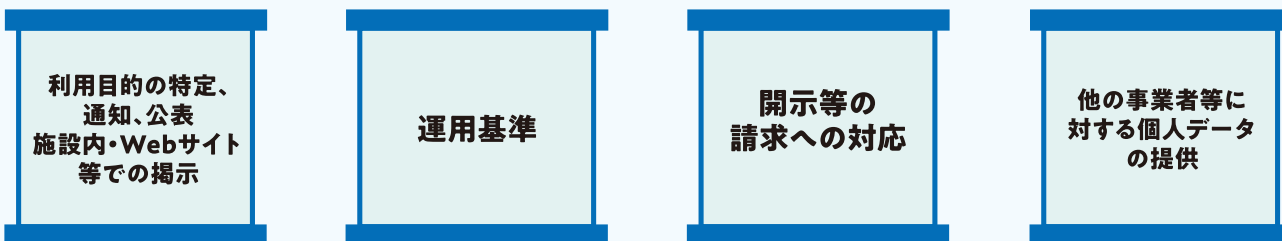
顔識別機能付きカメラシステムを利用するに当たっては、個人情報保護法を遵守するのみならず、肖像権やプライバシー保護の観点からも留意する必要があります。防犯カメラの撮影に関する裁判例においては、民法上の不法行為（損害賠償等）の成否の判断にあたって、以下の要素が考慮されているものがあります。

防犯カメラの撮影に関する裁判例において考慮されてきた要素	具体的に考慮されている事実の例
①被撮影者の社会的地位 ②撮影された被撮影者の活動内容	● 写真撮影当時の社会的地位や活動内容
③撮影の場所（範囲）	● 撮影範囲にどこまで含まれるのか ● 目的に照らして撮影範囲は問題のない範囲か
④撮影の目的	● 犯罪防止・迷惑行為防止の目的か、特定の者の行動を監視する目的となっていないか
⑤撮影の態様	● カメラの機能（特定の者を追跡して撮影する機能となっていないか等） ● カメラが作動中である旨の周知をしているか ● カメラが被撮影者から見える状態であったり、カメラが設置されていることがわかる状態であるか
⑥撮影の必要性	● （防犯行為・迷惑行為防止の場合）カメラ設置場所での犯罪行為の発生状況 ● カメラ設置の目的を達成するための代替手段の有無
⑦撮影された画像の管理方法	● 保存期間の長さ（例：90時間、2週間、1ヶ月、45日間等） ● 撮影された画像を閲覧できる者が限定されているか ● 撮影された画像を他の媒体に保存して持ち出すことができないようにされているか




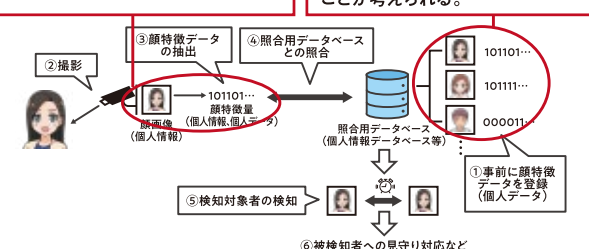
■ 顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の個人情報保護法上の留意点

基本的な考え方

- 顔識別機能付きカメラシステムに関与する事業者は、個人情報保護法に基づく義務を履行するのみならず、自ら情報発信して透明性を確保することが重要です。
- 単に本文書に記載した対応をそのまま実施したり、類似事例と同様の対応をするのではなく、**個別具体的な事案に応じて透明性の確保や適正な運用のために必要な措置を講ずることが重要**です。



項目	留意すべき点	詳細									
利用目的の特定、通知・公表	顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合には、①利用目的の特定（法17条1項）、②利用目的の通知・公表（法21条）をしなければならない。利用目的の特定については、 (i)防止したい事項等(ii)顔識別機能を用いていること の2点から特定を行わなければならない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>顔識別機能付きカメラシステムの場合</th> <th>従来型の防犯カメラの場合(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用目的の特定</td> <td>防止したい事項+顔識別機能を用いていること (例:「顔識別機能付き防犯カメラを利用したテロ防止、万引防止等」)</td> <td>防止したい事項 (例:「テロ防止、万引防止等」)</td> </tr> <tr> <td>利用目的の通知・公表</td> <td>通知・公表をしなければならない (法21条4項4号には該当しない)</td> <td>設置状況等から利用目的が防犯目的であることが明らかである場合には、通知・公表は不要 (法21条4項4号)</td> </tr> </tbody> </table>		顔識別機能付きカメラシステムの場合	従来型の防犯カメラの場合(参考)	利用目的の特定	防止したい事項+ 顔識別機能を用いていること (例:「顔識別機能付き防犯カメラを利用したテロ防止、万引防止等」)	防止したい事項 (例:「テロ防止、万引防止等」)	利用目的の通知・公表	通知・公表をしなければならない (法21条4項4号には該当しない)	設置状況等から利用目的が防犯目的であることが明らかである場合には、通知・公表は不要 (法21条4項4号)
			顔識別機能付きカメラシステムの場合	従来型の防犯カメラの場合(参考)							
利用目的の特定	防止したい事項+ 顔識別機能を用いていること (例:「顔識別機能付き防犯カメラを利用したテロ防止、万引防止等」)	防止したい事項 (例:「テロ防止、万引防止等」)									
利用目的の通知・公表	通知・公表をしなければならない (法21条4項4号には該当しない)	設置状況等から利用目的が防犯目的であることが明らかである場合には、通知・公表は不要 (法21条4項4号)									

項目	留意すべき点	詳細								
施設内・Webサイト等での掲示	個人情報保護法で義務づけられている利用目的の通知・公表に加えて、 本人からの理解を得るためにも、施設内での掲示やWebサイト等での掲示も行うことが望ましい。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 40%;">掲示事項例</th> <th style="width: 30%;">施設内・指示例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設内</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用主体 ・システムで取り扱われる個人情報の利用目的 ・問合せ先 ・WebサイトのURL及びQRコード等 </td> <td rowspan="2">  </td> </tr> <tr> <td>Webサイト等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを導入する必要性 ・システムの仕組み ・システムで取り扱われる個人情報の利用目的 ・運用基準(登録基準、登録される情報の取得元、誤登録防止措置、保存期間等) ・安全管理措置 ・開示等の請求の手段、苦情申出先等 </td> </tr> </tbody> </table>		掲示事項例	施設内・指示例	施設内	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用主体 ・システムで取り扱われる個人情報の利用目的 ・問合せ先 ・WebサイトのURL及びQRコード等 		Webサイト等	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを導入する必要性 ・システムの仕組み ・システムで取り扱われる個人情報の利用目的 ・運用基準(登録基準、登録される情報の取得元、誤登録防止措置、保存期間等) ・安全管理措置 ・開示等の請求の手段、苦情申出先等
	掲示事項例	施設内・指示例								
施設内	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用主体 ・システムで取り扱われる個人情報の利用目的 ・問合せ先 ・WebサイトのURL及びQRコード等 									
Webサイト等	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを導入する必要性 ・システムの仕組み ・システムで取り扱われる個人情報の利用目的 ・運用基準(登録基準、登録される情報の取得元、誤登録防止措置、保存期間等) ・安全管理措置 ・開示等の請求の手段、苦情申出先等 									
運用基準(登録基準)	<ul style="list-style-type: none"> ● 照会用データベースへの登録基準は、当該利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報が登録されることのないような登録基準としなければならない。 ● 登録基準を作成した後に、当該基準を検証することも望ましい。 	犯罪行為等の防止を目的とするときの登録基準としては以下が望ましい。 <ol style="list-style-type: none"> ① 登録対象者を当該犯罪行為等を行う蓋然性が高い者に厳格に限定する登録基準とする。 ② 登録時にも、その者が当該犯罪行為等を行う蓋然性があるかを厳格に判断する。 								
運用基準(対応手順)	<ul style="list-style-type: none"> ● 検知対象者が検知された場合の適切な対応方法についての手順を定める等、適切な運用が望ましい。 	適切な運用としては以下が望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 検知対象者が検知された場合の適切な対応方法について手順を定め、当該手順に従って対応を行う体制を整備しておく。 ○ 顔識別機能付きカメラシステムは、あくまでも被撮影者と検知対象者の同一性を推測するものであることから、被検知者が本当に検知対象者であるかを、システムだけでなく目視により確認するなど、慎重な対応をする。 								
運用基準(保存期間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 顔識別機能付きカメラシステムで取り扱う個人データについては、利用の必要性を考慮して保存期間を設定し、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めなければならない。 	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>検知対象者でない者の顔画像及び顔特徴データは、利用する必要がないと考えられるため、遅滞なく消去するよう努めなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>保存期間の設定にあたっては、対象とする犯罪行為等の再犯傾向や登録対象者が再来訪するまでの一般的に想定される期間等を考慮することが考えられる。</p> </div> 								
運用基準(登録消去)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保存期間満了後に遅滞なく消去することを原則とし、保存期間を延長する場合は、利用する必要がある期間の範囲内に限るよう努めなければならない。 ● 保存期間中であっても、登録消去の基準を設定するとともに、登録要件を喪失した情報を遅滞なく消去するための体制の整備を行って、登録要件が喪失した場合は、遅滞なく消去されるよう努めなければならない。 	保存期間中における登録要件の喪失への対応としては、以下の対応をすることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録要件に関する情報が最新のものになっていることを担保できる仕組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> ※ある施設において犯罪行為を行った疑いで刑事手続を受けた者を登録要件とする場合において、当該登録者が犯罪行為を行ったとはいえないと判断されたときは、登録要件は喪失していることとなるため、そのような登録要件に係る最新情報を収集する仕組みを担保することが望ましい。 ○ 一定の期間ごとに、保存期間が満了した情報、登録要件を喪失した情報や誤登録された情報の消去が完了しているか等の検証を行う。 								
開示等の請求への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 保有個人データの開示等の請求を受けたときは、法に従って対応しなければならない。 ● 法令上対応する義務がない問合せについても、できる限り丁寧に対応していくことが重要である。 	法令上の開示等の請求に該当しないような法令上対応する義務がない問合せについても、信頼醸成の観点から、できる限り丁寧に対応していくことが特に重要である。								

他の事業者等に対する個人データの提供

- 顔特徴データ等の個人データを第三者に提供する場合には、法27条1項各号や同条5項により、本人の同意なく提供することが多いと考えられますが、その**該当性や、個人データを提供する必要の有無については慎重な判断を要するため、特に注意が必要です。**

提供の根拠	対応方法	
<p>法令に基づく場合 (法27条1項1号)</p>	<p>照会事項と関係のない情報を提供することになっていないか等について確認を行うことが重要。</p>	
<p>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき (法27条1項2号)</p>	<p>あらかじめ、本号に基づく顔特徴データの提供が想定されている場合は、具体的にどのような場合に本号を根拠に情報提供するかについて、事業者間で運用基準を定めておくことにより、恣意的な判断がなされないようにすることが望ましい。</p>	
<p>共同利用 (法27条5項3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同利用する者の範囲は、その範囲を同一業種内に限定したとしても、全国や、ある地域全体といった広い範囲で共同利用することが安易に認められるものではない。 ● 共同利用する者の範囲は、利用目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが適切であると考えられる。 ● どの事業者においても同様の対応を行うことができる文書化された統一的な運用基準を作成し、登録情報などを含めて適切に管理することが望ましい。 	

事業者の自主的な取組として考えられる事項

- 顔識別機能付きカメラシステムの導入にあたっては、被撮影者や社会から理解を得るために、事業者の自主的な取組を行っていくことが重要となります。

- 実現しようとする内容の明確化、適切な手段の選択
- 導入前の影響評価
 - ✓ PIA(個人情報保護評価・プライバシー影響評価)の実施
 - ✓ 一定期間を設けた試験的实施
 - ✓ 新規性のある事業における第三者委員会の設置
- 被撮影者への十分な説明(利用開始前からの広報)
- 他の事業者との連携
 - ✓ 本システムの必要性や有用性の広報
 - ✓ 知見の集積
 - ✓ 認定個人情報保護団体の活用
- 導入後の検討
 - ✓ 内部監査
 - ✓ 新規性のある事業における第三者委員会の設置